

## 展示商談会出展支援事業 実施要綱

栗東市商工会

### 1. 目的

物価高騰や最低賃金の引上げ等の影響で利益率の悪化に直面する市内の食品関連の中小企業が、売上の増加や付加価値の増大を企図して行う商談会出展の取組みを支援することで事業者の売上や収益の改善につなげ、地域経済活性化を促進することを目的とする。

### 2. 出展支援する展示商談会

出展者は地域の食品メーカーのみ、来場者は食品バイヤーのみで、出展者が販路開拓の商談に集中できる環境が提供されており成約率が高い展示商談会『地方銀行フードセレクション』を対象とする。

名称：第21回地方銀行フードセレクション2026 主催：地方銀行フードセレクション実行委員会（リッキービジネスソリューション(株)） 開催日時：2026年11月10日（火）10:00～17:00、11日（水）10:00～16:00 （9日：前日準備） 会場：東京ビッグサイト 南展示棟 1～4ホール（東京都江東区有明3-11-1）
---

### 3. 対象者

次のすべてを満たすもの

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ②申請日及び展示会開催日時点において栗東市内に本社または事業所のある事業者
- ③「食品」の製造、加工、販売等を行っている事業者
- ④展示会の両日とも出展できること（1日のみの出展は不可）
- ⑤出展にあたり商工会の指導・指示に従っていただけること、また商工会の実施する調査・アンケートに協力いただけること

#### ■中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

業種	資本金の額又は出資の総額・従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下または300人以下
卸売業	1億円以下または100人以下
小売業	5,000万円以下または50人以下
サービス業	5,000万円以下または100人以下

#### ■補助対象事業者の範囲

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
・会社および会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人（弁護士・税理士等）） ・個人事業主（商工業者であること）	・特定非営利活動法人 ・医師、歯科医師、助産師 ・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） ・協同組合等の 組合（企業組合・協業組合を除く） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・申請時点で開業していない創業予定者 ・任意団体 等

#### 4. 支援事業者数

2事業者（1事業者1小間）

#### 5. 助成経費

1事業者につき

- ・出展料
  - ・ブースカーペット料・冷凍冷蔵ストックヤード借料
  - ・最大2名分の往復旅費（JR手原駅またはJR栗東駅から東京ビッグサイト最寄り駅までの公共交通機関交通費）
  - ・最大2名分の宿泊費（2泊分）（栗東市商工会旅費規程に定める額）
- ※上記以外の経費が発生した場合は出展者負担

#### 6. 出展事業者募集期間

令和8年7月24日（金）まで

#### 7. 申込み

展示商談会「フードセレクション」出展申込書（様式第1）を栗東市商工会へ提出

・栗東市商工会

〒520-3047 栗東市手原三丁目1-25

TEL：552-0661 FAX：553-5263 Mail：info@rittosci.com

#### 8. 出展者の決定

募集期間終了後、商工会で選考を行い支援事業者を決定

※ 申し込み者が多数の場合、出展事業者数を調整する場合もあり

#### 9. 出展決定後提出書類

出展が決定した事業者は、下記書類①②を栗東市商工会へ提出

《法人》 ①反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第2）

②直近の法人税確定申告書別表一と決算書、及びe-Tax等でデータ送信したことがわかる書類

《個人》 ①反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第2）

②直近の所得税確定申告書第一表と青色申告決算書（青色申告者）・収支内訳書（白色申告者）、及びe-Tax等でデータ送信したことがわかる書類

栗東市商工会長 あて

会 社 名 ・ 屋 号

代 表 者 役 職 ・ 氏 名

展示商談会「フードセレクション」出展申込書

標記支援事業について、下記のとおり、申し込みます。

記

フリガナ			
会社名・屋号			
所在地	(〒      —      )		
担当者	部署	役職	氏名
	TEL	FAX	メールアドレス
設立年	年	資本金 (法人のみ)	円
従業員数	人		
会社や取扱商品等の概要			
出展予定商品 (具体的に記入)			

## 反社会的勢力排除に関する誓約書

栗東市商工会長 あて

所在地又は住所

会社名・屋号

役職・氏名

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、展示商談会出展支援事業の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること